

東日本大震災の復興と生活再建に希望が持てる施策を求める意見書

東日本大震災と東京電力福島第一原発の事故から3カ月たった。被災地ではなお10万人近い被災者が不自由な避難生活を続けている。避難所などで暮らす多くの人たちにとって3カ月にわたる避難生活は忍耐の限度を超している。避難所の生活の改善とともに、長期にわたる避難生活による健康破壊への対策や精神面でのケアも切実である。避難所で疲れ果て、地震や津波で被害を受けたままの自宅で暮らし続ける人も少なくないと聞くと、情報も食事などの支援も受けにくくなるというのは、余りに冷たい対応である。

義援金も公的な支援金も、被災者に届いていないところもある。東電福島原発の震災事故でも、事故の収束や被災者への賠償金の支払いは専ら「東電任せ」でみずから責任を果たそうとしない政府の対応に、住民のいら立ちは限界になっている。今、1次補正では被災者への支援金支払いにも不足するのが明らかなのに、2次補正予算の見通しも立っていない。被災者支援と復旧・復興への政府の責任を果たすことが早急に求められる。

よって、本市議会は、政府に対し、大震災の被災者支援と原発事故の収束に全力を挙げ、復興への希望が持てる施策の実現に尽くすよう下記の事項を求めるものである。

記

- 1 どの地域でも災害救助法が全面的に適用されるように政府が主導すること。
- 2 せつかく助かった命を失わないために医療と福祉の体制強化に支援すること。
- 3 住民の生活再建になる仮設住宅建設を急ぐこと。
- 4 仕事・雇用・産業の再出発に被災者の実情と要望に沿って支援を行うこと。
- 5 原発事故の早急な収束と全面的な賠償を行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年6月28日

三鷹市議会議長 白鳥 孝